

疾病第1090号  
令和4年8月5日

（一般社団法人 千葉県歯科医師会長  
一般社団法人 千葉県薬剤師会長  
公益社団法人 千葉県看護協会長）様

千葉県健康福祉部疾病対策課長  
(公印省略)

### 新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大等について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務について、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナワクチンの4回目接種については、令和4年7月22日、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者（以下、「医療従事者等」という。）が新たな対象者として追加され、同日から接種可能となりました（詳細については、国事務連絡等〔別添1及び2〕を参照してください）。

医療従事者等には、歯科医師、薬剤師、看護師等が含まれるとしております。

関係各位におかれましては、下記について御承知おきいただくとともに、関係する方々への4回目接種の機会の提供等について御配慮いただきますようお願いいたします。

併せて、管下会員様等関係機関へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件については、千葉県医師会をはじめとする医療関係団体及び各市町村予防接種担当課長宛てに、別途通知していることを申し添えます。

### 記

#### 1 4回目接種の対象者の拡大について

##### (1) 拡大対象者

##### 18歳以上60歳未満の「医療従事者等」

##### ア 拡大の背景

新規感染者が急速な増加傾向にあることから、重症化リスクの高い者が多数集まる医療機関・高齢者施設等（以下、「医療機関等」という。）において、従事者を通じた集団感染が生じ、重症者の発生や医療提供体制への影響が懸念されるため。

##### イ 具体的な対象者

重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関等の従事者。歯科医師、薬剤師、看護師、医療機関の委託業者、救急隊員等も対象となり得る。

(2) 接種方法について

以下2通りの方法が考えられます。

- ・個別医療機関や自治体の集団接種会場を利用して接種する
- ・勤務先が接種医療機関である場合は、勤務先で接種する

※勤務先で接種する場合は、被接種者の住民票住所の市町村（接種券発行住所）と勤務先所在地の市町村が異なる場合であっても、「住所地外接種届」は不要です。

(3) 留意事項

- ・18歳以上60歳未満で基礎疾患がない方など、現時点において接種券が手元に無い場合は、住民票の住所地の市町村ホームページ等で、接種券の申請方法などを確認の上、不明な点につきましては、各市町村コールセンター等へお問合せください。

(4) ワクチンについて

- ・ファイザー社製ワクチンの国からの供給は、今後予定されていないため、可能な限り、モデルナ社製ワクチンによる接種をお願いします。

(ファイザー社製ワクチンの4回目用の供給量は、モデルナ社製の4分の1程度であること、12歳から17歳はファイザー社ワクチンしか接種できない点を、御理解ください)

(参考)

○関連通知文書

別添1 新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について

(令和4年7月22日 事務連絡 厚生労働省健康局予防接種担当参事官室発)

別添2 4回目接種における「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」の対象者

事務連絡  
令和 4 年 7 月 22 日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

### 新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種の対象拡大について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和 2 年 12 月 17 日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき適切に御対応いただいているところです。

本日開催された第 33 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）では、新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種について、新たに 18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とする方針が取りまとめられました。

これを踏まえ、本日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第 1 号厚生労働大臣通知）の一部を改正し、18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する 4 回目接種の実施を可能としています。

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する 4 回目接種が速やかかつ円滑に実施されるよう、実施に当たっての留意事項を下記のとおりお知らせいたしますので、各自治体におかれては、十分に御了知いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

### 記

#### 1. 対象拡大の範囲について

今般の通知改正により、4 回目接種の対象者として、18 歳以上 60 歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を規定したところであるが、分科会の議論を踏まえ、具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を対象とする。

対象者の把握に当たっては、初回接種や 3 回目接種において医療従事者等への接種を行った場合と同様、都道府県と市町村（特別区を含む。以下同じ。）で適宜連携しつつ対

応すること。

## 2. 接種券の発行等について

接種券の発行に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その3）」（令和4年5月10日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「5月事務連絡」という。）で示した5つの方法を参考に対応することが考えられるが、これに加え、別添の参考様式を活用して、医療機関等ごとに対象者を取りまとめた上で、市町村への申請を行うこととする方法も考えられる。この点、各市町村においては、自市町村において取りまとめ申請の方法をとっていない場合であっても、他市町村に所在する医療機関等から別添の参考様式による申請があった場合には、柔軟に対応すること。

なお、やむを得ず接種券なしでの接種を実施する場合には、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に沿って対応すること。

（参考）5月事務連絡で示した5つの方法

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法
- ②接種会場において接種券を発行する方法
- ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
- ④一部の4回目接種対象者となる可能性の高い者に接種券を送付する方法
- ⑤18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員に接種券を送付する方法

## 3. ワクチンの供給について

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種の実施に当たっては、基本的にはすでに配送しているファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを使用することが考えられるが、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）に使用する武田/モデルナ社ワクチンの追加配送等について」（令和4年7月15日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）で示したとおり、8月1日の週の後半及び8月8日の週の前半に武田/モデルナ社ワクチンを追加配送することも可能であるため、適宜活用を検討すること。

以上

別添

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）【4回目接種用（代理申請）】

注1：4回目接種は、3回目接種を受けてから5か月以上経過した方のうち、60歳以上の方、基礎疾患がある18～59歳の方等が対象です。

注2：本様式は、施設や医療機関が被接種者の代理で接種券の申請を行い、当該施設や医療機関にその送付を求めるための様式です。

注3：市町村によっては、18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員や障害者手帳の保持者等に接種券を送付するところがあります。そのような市町村の住民については、送付される接種券をご利用ください。

令和 年 月 日

〇〇市町村長宛

代理申請を行う施設等の名称

\_\_\_\_\_

担当者 氏名

\_\_\_\_\_

住所 〒

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

※ 本申請書に、施設等の指定、許可、認可等を証する書類の写しを添付してください。

代理して申請を行う被接種者

氏名	住民票に記載の住所	生年月日	申請理由 (選択)	対象となる理由 (選択) ※1	3回目接種 の日付※2

※1 対象となる理由が②の場合、合わせてAからPを選択し、記入すること。

※2 可能な限り記載。

申請理由：①18～59 歳だが、基礎疾患がある等の理由で、4 回目接種を希望している

②接種券が届かない

③接種券の紛失・破損

④届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した

対象となる理由：

①60 歳以上である

②18 歳以上 60 歳未満であるが、A～N（※）に掲げる基礎疾患があり通院／入院しているか、OかPに該当する。

※ Nのうち精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院していない場合でも対象となります。

A 慢性の呼吸器の病気

B 慢性の心臓病（高血圧を含む。）

C 慢性の腎臓病

D 慢性の肝臓病（肝硬変等）

E インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病

F 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）

G 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）

H ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

I 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

J 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

K 染色体異常

L 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）

M 睡眠時無呼吸症候群

N 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

O 18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である

P 18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

③18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等である

④18 歳以上 60 歳未満の高齢者施設等の従事者である

## 4 回目接種における 「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」の対象者

対象となるのは、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者や高齢者施設等の従事者であり、基本的には「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8. 2版）」第2章2（2）に記載されている範囲（後述）が想定されます。

詳細については、自治体の相談窓口へお問い合わせください。

---

### 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8. 2版）」第2章2（2）より、該当箇所抜粋

#### イ 医療従事者等の詳細な範囲

表 2 医療従事者等の詳細な範囲

1	<p>病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員</p> <p>※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）</p> <p>※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。</p> <p>※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。</p> <p>※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。</p> <p>※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。</p>
2	<p>薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師</p>



	<p>その他の職員（登録販売者を含む。）</p> <p>※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員</p> <p>※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる以下の者である<sup>5</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急隊員</li> <li>・ 救急隊員と連携して出動する警防要員</li> <li>・ 都道府県航空消防隊員</li> <li>・ 消防非常備町村役場の職員</li> <li>・ 消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）</li> </ul>
4	<p>自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者</p> <p>1 感染症対策業務</p> <p>※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者</li> <li>・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者</li> <li>・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者</li> </ul> <p>2 予防接種業務</p> <p>自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。</p> <p>※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と</p>

<sup>5</sup> 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」（令和3年1月15日消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）参照

<p>市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。</p>
---

ウ 高齢者施設等の範囲

表 3 高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> </ul> </li> <li>○ 居住系介護サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> </ul> </li> <li>○ 老人福祉法による施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul> </li> <li>○ 高齢者住まい法による住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護法による保護施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 更生施設</li> <li>・ 宿所提供施設</li> </ul> </li> <li>○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 共同生活援助事業所</li> <li>・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）</li> <li>・ 福祉ホーム</li> </ul> </li> <li>○ その他の社会福祉法等による施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）</li> <li>・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li> <li>・ 生活困窮者一時宿泊施設</li> <li>・ 原子爆弾被爆者養護ホーム</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 婦人保護施設</li> <li>・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）</li> <li>・ 更生保護施設</li> </ul> </li> </ul>
---	---

エ 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者についても、以下の①から③のすべてに該当する場合、市町村は、③の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス

ス事業所等の従事者を高齢者施設等の従事者の範囲に含むことができる。

①市町村の判断

市町村が、必要に応じて都道府県に相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえた上で、感染が拡大した場合に、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合

②居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の意向

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等が、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合

③居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の従事者の意思

②の事業所等の従事者が、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

なお、上記①の決定を行った市町村は、管内の事業所に対する周知及び「登録様式」の配付を行う。

また、対象となる具体的なサービスの例は以下のとおり。

(居宅サービス等 (介護))

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

(訪問系サービス等 (障害福祉))

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。